

平成27年1月15日

受益者の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

明治安田オリエンタル・セレクト50（愛称：鳳凰）
信託終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託 明治安田オリエンタル・セレクト50（愛称：鳳凰）（以下「当ファンド」ということがあります。）は、平成11年（1999年）11月26日の設定以来、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、当ファンドの純資産総額は減少傾向にあり、受益権口数が投資信託約款に定められた口数（10億口）を下回る状態が続いております。今後当ファンドの純資産総額の大幅な改善を期待するのは困難な状況であると同時に、運用の基本方針に則った運用の継続が維持できなくなることが懸念されます。

よって当ファンドにつきまして、信託終了（繰上償還）を予定しておりますのでお知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬 具

記

1. 信託終了（繰上償還）対象ファンド
追加型証券投資信託 明治安田オリエンタル・セレクト50 （愛称：鳳凰）

2. 日程について

① 受益者の確定日 （電子公告開始）	: 平成27年1月15日 (弊社ホームページ (http://www.myam.co.jp/) 上にて公告)
② 異議申立期間	: 平成27年1月15日から平成27年2月16日まで
③ 異議申立受益者の買取請求期間	: 平成27年2月18日から平成27年3月9日まで（予定）
④ 信託終了（繰上償還）日	: 平成27年3月23日（予定）

3. 異議申立の方法

平成27年1月15日現在の受益者で、信託終了（繰上償還）についてご異議のある方は、書面（書式自由）に（2）の事項をご記入のうえ、平成27年2月16日（必着）までに（1）の宛先へご送付ください。

信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合、お手続きは不要です。

（1）宛先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
明治安田アセットマネジメント株式会社
投信ディスクロージャー部 異議申立受付係 宛

（2）ご記入いただく事項

- | |
|--------------------------------------|
| ① 住所 |
| ② 氏名および捺印 |
| ③ 電話番号（日中ご連絡先） |
| ④ 保有ファンド名および口数 |
| ⑤ 取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号 |
| ⑥ 本件に異議を述べる旨（例：信託終了（繰上償還）に異議を申立てます。） |

該当ファンドについて複数の取扱販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号をご記入ください。なお、弊社では、ご記入いただいた書面にて確認できた受益権口数に限り異議申立口数とさせていただくものとし、この場合は下記5.の買取請求の取扱いに際しても、当該口数に限り受付を行うものとしします。

[留意事項]

- ・お申出いただいた事項にて不備がある場合や確認ができない場合等は、異議申立の受付ができないことがありますのでご注意ください。
- ・お手続きにあたり、お客さまに関する個人情報を取扱会社および受託銀行（再信託受託会社を含みます。）が共有することにご同意いただいたこととしますのでご了承ください。なお、当該手続きに伴い弊社が取得したお客さまに関する個人情報は、当該受益権口数の管理および買取請求の事務処理を目的に利用するもので、その範囲を超えて利用することはありません。
- ・郵便事情等により当該書面が未着となった場合、弊社はその責を負いません。

4. 異議申立の判定

平成27年1月15日から平成27年2月16日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、平成27年1月15日現在の当該ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

また、異議申立のあった受益権口数の合計が二分の一を超えた場合には、信託終了（繰上償還）が中止されます。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ電子公告開始日現在における知れている受益者の方にお知らせいたします。

なお、信託終了（繰上償還）の決定（平成27年2月17日予定）につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。

※繰上償還決定から償還までの期間において、償還準備のために組入有価証券等を売却すること、海外における保管銀行（カストディ）の口座を閉鎖する等の諸手続きが生じるため、

償還までの期間においては、当ファンドの運用の基本方針に沿った運用が出来なくなることがあります。

5. 異議申立を行った受益者の買取請求の手続について

この信託終了（繰上償還）を行うことが決定した場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、買取請求期間中に取扱販売会社を通じて受託銀行に対し請求することができます。

※公正な価額とは、受託銀行が受益者からの買取請求手続に係る必要書類（投資信託受益権買取請求書）を受理した日の翌営業日の解約価額をいいます。

異議申立を行った場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。
引き続き保有していただくことも、通常の換金手続をしていただくこともできます。

- ① 買取請求期間：平成27年2月18日から平成27年3月9日まで
 - ② 弊社より、異議申立をされた受益者の方に「投資信託受益権買取請求書」（以下「買取請求書」といいます。）を送付いたします。
 - ③ 受益権の買取請求をされる場合は、弊社が送付する②の買取請求書にご記入のうえ、取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。
 - ④ 買取請求書は、取扱販売会社から委託会社を經由して受託銀行へ送付されます。
 - ⑤ 受託銀行で買取請求書が受理された後、投資信託財産による買取が実行されます。
 - ⑥ 受託銀行より、買取請求書にご記入いただいた指定口座等に買取代金が直接振込まれます。
- なお、買取代金は、買取価額から受託銀行で発生する費用（振込手数料および「投資信託受益権買取計算書」等の郵送料）が差し引かれた金額となります。

[留意事項]

- ・上記の買取請求は、この信託終了（繰上償還）に異議申立をされた受益者の方のみを対象とするものであり、通常の換金手続である取扱販売会社に対する買取請求とは異なります。
- ・上記の手続においては、買取代金のお支払いまでに通常の換金手続よりも日数を要する可能性がありますので、予めご了承ください。
- ・異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常の換金手続を行うことができます。

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）

以 上

(ご参考)

	異議申立手続きに伴う 買取請求の場合	通常のお取引における 解約請求の場合
換金請求先	お取引中の販売会社の本・支店等	お取引中の販売会社の本・支店等
対象者	異議申立期間中に異議を申立てた受益者のみ	異議申立ての有無にかかわらず、当ファンドのすべての受益者にお手続きいただけます。
換金請求期間	平成27年2月18日～平成27年3月9日のお申込み	ファンドの営業日 解約請求最終日は平成27年3月19日のお申込み
換金請求手続き	お客様ご自身で、当社指定の「投資信託受益権買取請求書」(以下「買取請求書」といいます。)にご記入いただきます。 ※ご記入いただいた日から、受託銀行で受理するまでに日数を要する場合があります。	お取引中の販売会社における、通常の換金(解約)手続きとなります。
換金価額	受託銀行が公正な価額にて買取を行います。 ※公正な価額とは、買取請求書が受託銀行にて受理された日の翌営業日の解約価額(基準価額と同じ)です。	解約請求日の翌営業日の基準価額となります。
換金代金の受け取り	受託銀行が、買取請求書にご記入いただきました口座に振り込みます。	販売会社にてお支払いします。
換金にかかる手数料や費用	①「投資信託受益権買取計算書」等の郵送等にかかる費用が買取金額から差し引かれます。 ②買取代金をお客様の口座へお振り込みを行う際に、振込手数料が買取金額から差し引かれます。	ありません。

【買取請求における注意事項】

- ※異議を申し立てた場合でも、償還日まで継続保有をすることが可能です。また、買取請求を行わず、通常解約請求により換金することも可能です。
- ※買取請求を希望される場合、「投資信託受益権買取請求書」にご記入いただいた日から、受託銀行にて受理するまでに日数を要する場合があります。
- ※買取請求を行った場合、「投資信託受益権買取計算書」等の郵送等にかかる費用が買取代金から差し引かれます。また、買取代金をお客様の口座へお振り込みを行うための振込手数料が買取代金から差し引かれます。
- ※買取請求により収益が発生する場合、原則として確定申告が必要となり、お客様ご自身で行っていただく必要があります。(税務につきましては、税務の専門家にご相談ください。)
- ※買取請求された受益権について、質権等第三者による権利が設定されている場合等、受託銀行の知り得ない事由が存在する場合において、買取代金のご指定口座への振り込みにより、当該第三者の利益を損ねる場合があっても、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)ならびに委託会社は、一切責任を負いませんので、ご承知おきください。

以 上